

平成 30 年 7 月 2 日開始

豊島区高齢者補聴器購入費助成事業について

【医療機関のみなさまへ】

聴力機能の低下により、友人や家族等とコミュニケーションがとりにくい高齢者を対象に、聴力低下による閉じこもりを防ぎ、高齢者の積極的な社会参加や地域交流を支援することにより高齢者の健康増進、認知症予防に資するため、補聴器の購入費を助成します。

助成を受けるためには、耳鼻科の医師から本事業の基準を満たす証明書の提出をお願いしております。診察・検査の実施および本事業該当者への証明書の発行へのご協力をお願いいたします。

1. 対象者（以下のすべての要件を満たすかた）

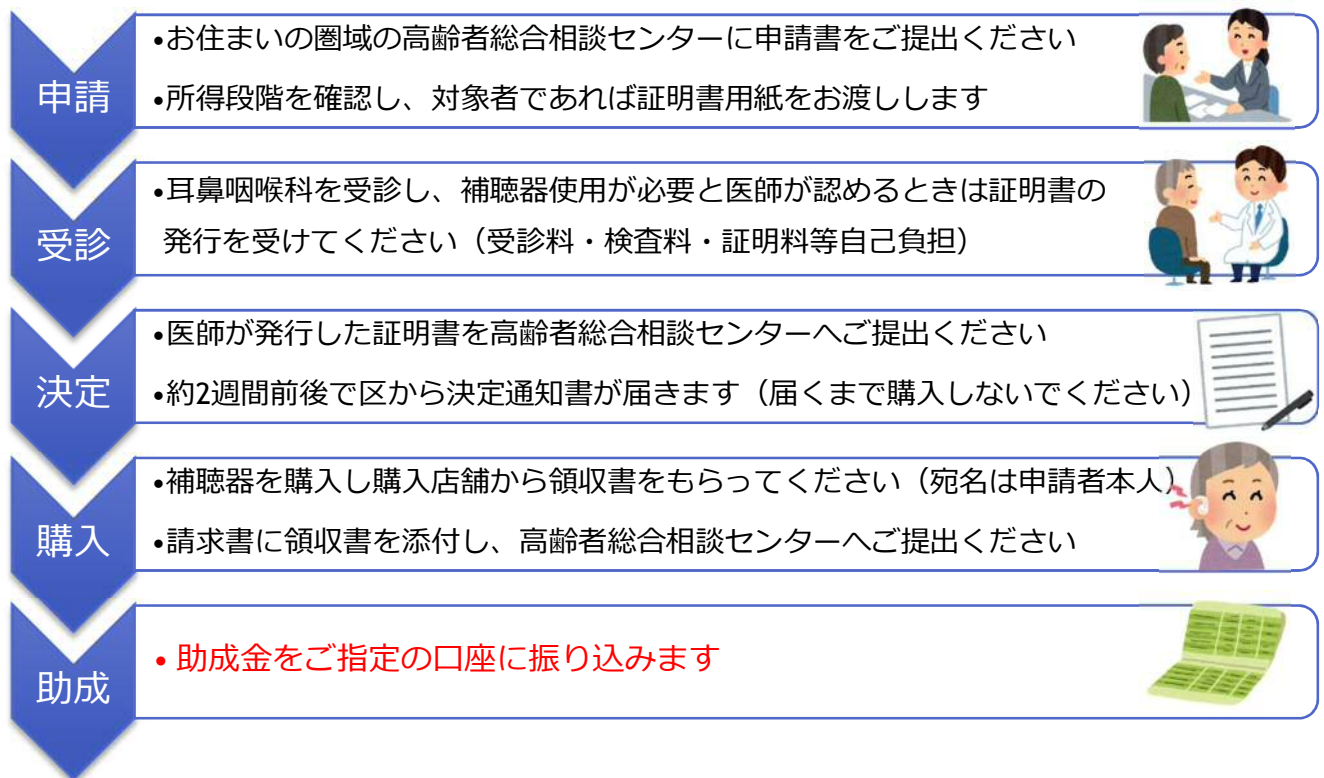
- 満 65 歳以上で、区内に住所を有しているかた
- 住民税非課税のかた
(申請日が 7 月から翌年 3 月までは当年度の所得（前年中の所得）、4 月から 6 月までは前年度の所得（前々年中の所得）を適用します。)
- 耳鼻科の医師から本事業の基準を満たす証明を受けたかた（中程度難聴程度）
- 聴覚障害による身体障害者手帳の対象（高度難聴以上）とならないかた
※ 助成の対象は中程度難聴（オーディオグラム検査の結果、4 分法により中程度難聴（原則 40dB 以上 70dB 未満）が対象）のかたです。検査の結果、高度難聴と診断されたかたは障害福祉課（身体障害者支援第一・第二グループ ☎03-3981-2141）にご相談ください。

2. 助成内容

助成上限額：20,000 円

- 助成は一人 1 台 1 回限りとし、故障、修理、メンテナンスなどは対象外です。
- 購入額が助成上限額に満たない場合は、購入額（千円未満切り捨て）が助成額になります。
- 助成対象は、補聴器本体および付属品です
- 管理医療機器としての補聴器を購入した場合に限り、集音器は対象外です。
- 受診・検査費用および証明書料、送料等は自己負担です。
- 決定通知の決定日から 6 ヶ月以内に購入し、ご請求ください。

3. 助成までの流れ



4. 耳鼻咽喉科での聴力検査について

（1）対象者が医療機関に来たら

- 対象者は、証明書（豊島区高齢者補聴器購入費助成事業 問診兼医師意見書）を持参しています。持参していなかったら高齢者総合相談センターで申請するようお伝えください。
- 保険診療をお願いします。対象者には保険証を持参するよう伝えてあります。

（2）聴力検査

- 証明書の問診欄の確認と、オージオグラム検査（4分法）を実施してください。

（3）補聴器助成の可否判断について

- 検査の結果、中程度難聴（原則 40dB 以上 70dB 未満）を対象とします。
- 40dB 以下の場合でも、問診や検査結果から補聴器の装用が必要と判断する場合は、理由欄に装用が必要な理由を記載していただければ対象といたします。また、装用する耳に左右の指定がある場合は、左右の指定および理由を記載してください。
- 高度難聴（70dB 以上）の方は、身体障害者手帳対象となるので、区の障害福祉課をご案内ください。（身体障害者支援第一・第二グループ ☎03-3981-2141）

(4) 証明書の記載等

- ・証明書の医師の意見欄に記入をお願いします。
- ・1 (1) 難聴の種類、(2) 鼓膜の状況、2 補聴器の要否は必ず記入してください。
- ・裏面にオーディオグラム検査結果を貼付してください。(結果確認のため)

(5) 証明書料について

- ・検査に伴う診療費は、耳の聞こえが悪い方への保険診療のとおりです。
 - ・証明書料は、豊島区医師会加入の医療機関は 1,000 円 (税別) でお願いします。
 - ・診察・検査の結果、本事業の該当にならない場合は、本人へ口頭で結果をお知らせいただき、証明書料はとらないようお願いいたします。補聴器は不要である旨の証明書を発行される際は、証明書料無料にご協力くださいますようお願いいたします。
 - ・ご記入のうえご証明いただいた証明書は、受診者へお渡しください。
- ※渡された証明書をどうするかわからない受診者がいましたら、高齢者総合相談センターへ持参するようお願いください。

5. 補聴器の購入店舗について

補聴器は、管理医療機器としての補聴器の取り扱いがあれば、区内外問わず、どの店舗でもご購入いただけます。受診者から店舗についてのご相談があった場合、下記の認定補聴器専門店等をご参考にいただければ幸いです。

【参考：認定補聴器専門店について】

認定補聴器専門店とは、認定申請に基づき、公益財団法人テクノエイド協会が補聴器協議会の審議を経て登録する認定制度で、認定補聴器技能者が常勤する、補聴器調整のための測定ができる設備機器を有する、日本耳鼻咽喉科学会が認定する補聴器相談医と連携する等の条件を満たした専門店をいいます。

■ 豊島区内の認定補聴器専門店 ■

店舗の名称	店舗の住所	電話番号
(株)東京メガネ 西武百貨店 池袋本店メガネサロン	豊島区南池袋 1-28-1	5949-2670
リオネットセンター城北	豊島区東池袋 1-35-3 池袋センタービル 3F	3983-3149
ブルーム 池袋店	豊島区東池袋 1-11-1 オーク東池袋ビル 7F	3981-3311
ミミー補聴器(株)	豊島区巢鴨 4-28-4	5961-1533

平成 30 年度 4 月現在

6. 豊島区高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）一覧

＜開設時間＞月～金曜日 午前8時30分～午後6時30分

土曜日 午前8時30分～午後4時30分 ※日曜日・祝日・年末年始休

名称	所在地	電話番号	担当地域（丁目）
菊かおる園高齢者総合相談センター	西巣鴨 2-30-19 「菊かおる園」内	3576-2245	巣鴨 3～5、西巣鴨 1～4、 北大塚 1・2
東部高齢者総合相談センター	南大塚 2-36-2	5319-8703	駒込 1～7、巣鴨 1・2 南大塚 1～3
中央高齢者総合相談センター	東池袋 1-39-2 区役所別館 4F	5985-2850	北大塚 3、上池袋 1～4 東池袋 1～5
ふくろうの杜高齢者総合相談センター	南池袋 3-7-8 オナナスふくろうの杜 1F	5958-1208	南池袋 1～4、雑司が谷 1～3、 高田 1～3、目白 1・2
豊島区医師会高齢者総合相談センター	西池袋 3-22-16 豊島区医師会館 2F	3986-3993	西池袋 1～5、池袋 3、 目白 3～5
いけよんの郷高齢者総合相談センター	池袋 4-25-10 特養「養浩荘」内	3986-0917	池袋 1・2・4 池袋本町 1～4
アトリエ村高齢者総合相談センター	長崎 4-23-1 特養「アトリエ村」内	5965-3415	南長崎 1～6 長崎 2～6
西部高齢者総合相談センター	要町 1-5-1	3974-0065	長崎 1、千早 1～4、要町 1～3、 高松 1～3、千川 1・2

7. 豊島区医師会耳鼻咽喉科医会加入者のいる医療機関一覧

所在地	医療機関名称
駒込	部坂耳鼻咽喉科医院
	中田耳鼻咽喉科
巣鴨	高田耳鼻咽喉科医院
	耳鼻咽喉科佐久間医院
	千葉耳鼻咽喉科
北大塚	山下診療所大塚
南大塚	大蔵耳鼻咽喉科
	南大塚耳鼻咽喉科クリニック
東池袋	ステラ耳鼻咽喉科
南池袋	耳鼻咽喉科北川医院

所在地	医療機関名称
西池袋	なかい耳鼻咽喉科クリニック
池袋	天心堂医院
池本	福原耳鼻咽喉科医院
高田	岡崎耳鼻咽喉科医院
目白	村井耳鼻咽喉科医院
	たなか耳鼻咽喉科
南長崎	アルパカ小児科・耳鼻科クリニック
長崎	松本耳鼻咽喉科
要町	安田耳鼻咽喉科
	しまざき耳鼻咽喉科クリニック

8. お問い合わせ

豊島区 保健福祉部 高齢者福祉課 高齢者事業グループ

電話：03-4566-2432（直通）

FAX：03-3980-5040